

## 公害紛争処理制度に関する懇談会（第6回）議事要旨

1. 日 時：平成27年2月24日（火） 10:00～12:00
2. 場 所：公害等調整委員会 委員会室
3. 出席者：（構成員）  
北村喜宣座長、磯野弥生座長代理、太田匡彦構成員、小島延夫構成員、  
中下裕子構成員、大和陽一郎構成員  
（公害等調整委員会）  
富越和厚委員長、柴山秀雄委員、吉村英子委員、  
駒形健一事務局長、飯島信也事務局次長、  
河合暁事務局総務課長、加藤悠介事務局総務課課長補佐

### 4. 議事概要

#### （1）開会

#### （2）その他公害紛争処理制度に関する事項について

資料1に基づき事務局から、資料2に基づき構成員から説明を行った後、意見交換を行った。

主な意見は以下のとおり。

##### <公害の範囲の見直しについて>

- ・ 法の制定当時、公害紛争処理制度が取り扱う対象として典型7公害に限定したのは、既に規制法が整備されており、それに基づき判断がしやすいと考えたためと思われるが、当時は規制法が整備されていなかったが現在は整備されている分野や、規制法が整備されていないが現に被害が生じている事象もある。法規制と紛争処理機関の関係をどう考えるかが今後の課題ではないか。
- ・ 典型7公害に限定したのは、法規制が整備されていたからというより、当時社会問題となっていた事象を対象としたためではないか。このため、典型7公害にこだわる必要はないと思う。一方で、消費者問題、労災問題等との境界が曖昧な事象についてどのように取り扱うかが一つの問題となるが、ある程度緩やかに解釈するのがよいのではないか。また、長期的には、化学物質に関するものはすべて取り扱うなど、環境問題全般を対象とするべきではないか。
- ・ 「公害」と「環境」は厳密に分けた方がよいのではないか。相当範囲性を緩やかなものとしたり、典型7公害に限らない別の公害類型を加えるための法改正は考えられるが、対象を直ちに環境問題全般にまで広げることは問題ではないか。特に地球温暖化問題に関する二酸化炭素の排出基準などは国益に係る問題であり、個別の紛争処理では解決できない。環境問題によって被害を受けた者が裁判で争

う機会を残す必要はあるだろうが、それは公害紛争処理制度の中で取り扱う問題ではないのではないか。

- ・ 公害等調整委員会が規制手法のある典型7公害しか取り扱えないとする理由はなく、立法により対象を加えることもできるのではないか。公共的な観点からは、ある程度原因者を特定できるなど紛争が明確であれば、新しい問題に対して因果関係の有無を判断し、新しいリスクに対する知見を集積していくことは有益ではないか。
- ・ シックハウス問題のように同一の事象が全国的に広がるようなものは相当範囲にわたるとみる考えもあるのではないか。他方で、裁判に近い原告、被告に分かれた形での紛争処理制度の対象を広げるとすれば、地球環境や景観のように、政治決定として妥協を伴って形成的に解決される問題よりも、相隣関係的な問題の方に進むのが合理的ではないか。
- ・ 典型7公害以外の、まだ規制のない分野を対象とすることで規制の新たな進展や公害・環境悪化の未然防止につながるのではないか。過去の例としてはスパイクタイヤの例がある。そうした規制のない分野については、裁判所でも判断に困る部分がある。また、現在の体制で直ちに環境問題全般に対象を広げることは難しいものの、環境問題の解決について話し合う場がない中で、公害等調整委員会がその役割を果たしてほしい。

さらに、人の健康などの問題が生じない、自然環境の破壊のみにとどまる場合でも、居住環境と密接に関係のある場合は、公害に含ませて対象にしている。公害による自然破壊と、土地の改変による自然破壊の場合で区別することは適切なのだろうか。

- ・ 公害等調整委員会が政策形成型のフォーラムとしての機能を持つことは望ましいが、一方で、どこまでが民事紛争を解決する手段にふさわしい対象として成立するかという複雑な論点がある。

<裁定制度・調停制度等の見直しについて>

- ・ 実質的証拠法則を採用するためには前提として裁判所を拘束できるようなフォーマルな手続を行う必要がある以上、実質的証拠法則の採用は難しいのではないか。地方自治体に裁定権限を下ろすとすれば、地方ではなおさら難しいのではないか。
- ・ 調停について、債務名義がないということこそが、裁判所とは異なり行政的自由度の高い手続を可能にしておき、むしろメリットが大きいのではないか。公害等調整委員会の扱う調停については、被申請人が大手の会社や国などであることが多いので、調停条項を守らないという事態には至らないといつてよいので、債務名義の付与を考慮する必要もないのではないか。
- ・ 公害等調整委員会の手続は裁判所の手続と比較して、柔軟たりうることがメリ

ットであり、当事者主義に基づいた厳密な訴訟手続とは異なることが予定されている。そのため、実質的証拠法則を付与する方向になれば、職権調査を行うにしても両当事者による批判を厳格な手続の下で保障する必要があるなど、裁判所と比較してのメリットがなくなってしまうのではないか。

- 債務名義があることでむしろ使い勝手が悪くなり、合意が成立しにくくなるのではないか。
- 公害等調整委員会の手続のメリットは義務履行勧告や調停成立後のフォローアップにより調停条項が守られるように関与できることである。これらは当事者からの要望を受けて行うものであるが、それほど認識されていないのではないか。そのため、より積極的に広報を行う必要があるだろう。また、現在の義務履行勧告制度だけでは若干手薄な感もあるので、調停条項のフォローアップを明文化する方法も考えられてよいのではないか。
- 仮処分や差止めは行政処分の効力を否定するものではないため、分担管理原則には反しないと考えられ、規制権限がなくても仮処分や差止めを行うことは理論的には問題ないのではないか。裁定への差止めの取り入れは、調停を活用すれば足りるのではないか。一方で仮処分については一般論としては導入する意義はあるが、迅速な対応が可能か、仮処分の効力や不服がある場合の制度設計をどうするかなどの課題がある。
- 都道府県連合審査会の設置について、事件が発生してから地方自治法に則った厳格な手続があるのならあまり活用されないだろう。手続の簡素化が検討できないか。

#### <手数料の見直しについて>

- 申請手数料については、原因裁定の場合は職権調査が行われることを前提として多少引き上げることも考えうるのではないか。
- 職権調査を行った場合に当事者から追加的に費用をとるという考え方については、あくまで職権で行っているものを対価関係に置くべきではないのではないか。
- 申請手数料を全体的に上げるのではなく、高額な部分はそのままに、低額な部分を引き上げることについては検討できるのではないか。ただし、民事訴訟の手数料を超えることは難しいのではないか。なお、近年新設されたADRの手数料は低廉である傾向があるが、それと対比しても公害等調整委員会における申請手数料は安いと言えるのではないか。
- 最近のADRの手数料は一律1万円というもの（住宅紛争処理審査会）や無料（原子力損害賠償解決センター）のものもある。下を上げて、高額な部分を下げることをもっと考えるべきではないか。

#### (4) 今後の開催日程について

次回の開催スケジュールについて、事務局から説明を行った。

(5) 閉会

以上